

平成30年度公共事業（大規模等）事前評価における二次政策評価の実施方針（案）【平成29年度との対比表】

平成30年度	平成29年度	備 考
<p>1 趣 旨 道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、平成30年度公共事業（大規模等）事前評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。</p>	<p>1 趣 旨 道政の統一性を確保し、または総合的な推進を図る観点から、平成29年度公共事業（大規模等）事前評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再評価の実施方針と文言を統一 ・年度更新
<p>2 二次政策評価の対象 二次政策評価の対象は、各部署が事前評価を行った公共事業の国費予算要望等予定地区とする。</p>	<p>2 二次政策評価の対象 二次政策評価の対象は、各部署が事前評価を行った公共事業の国費予算要望等予定地区とする。</p>	
<p>3 二次政策評価の視点 (1) 事業の必要性（社会経済情勢、地域課題・ニーズ、北海道総合計画との関連） (2) 事業内容等の適切性（公的関与・実施主体、事業採択・構造基準等事業内容等の適切性） (3) 代替案の検討（事業手法や工法の比較検討の経緯・内容） (4) 緊急性・優先性（着手年度の設定理由、優先順位の設定） (5) 環境への影響・配慮（環境への対応） (6) 事業の妥当性（根拠法令、道政課題・関連施策との整合、関連手続き、地域の動向・意向、事業環境、事業コスト縮減の取組） (7) 事業効果（費用対効果等） (8) 事業特性による特記事項（事業に係るその他の必要な事項）</p>	<p>3 二次政策評価の視点 (1) 事業の必要性（社会経済情勢、地域課題・ニーズ、北海道総合計画との関連） (2) 事業内容等の適切性（公的関与・実施主体、事業採択・構造基準等事業内容等の適切性） (3) 代替案の検討（事業手法や工法の比較検討の経緯・内容） (4) 緊急性・優先性（着手年度の設定理由、優先順位の設定） (5) 環境への影響・配慮（環境への対応） (6) 事業の妥当性（根拠法令、道政課題・関連施策との整合、関連手続き、地域の動向・意向、事業環境、事業コスト縮減の取組） (7) 事業効果（費用対効果等） (8) 事業特性による特記事項（事業に係るその他の必要な事項）</p>	
<p>4 二次政策評価の方法 (1) 実施方法 上記3の評価の視点から全ての評価対象地区の点検・検証を実施するものとし、一次政策評価の状況を踏まえ、課題や問題点が認められた地区について、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。 ア 課題や問題点が認められた地区は次のものとする。 ① 事業の必要性が十分でないもの ② 緊急性・優先性が十分でないもの ③ 地域の事業環境が十分に整っていないもの ④ 事業の妥当性が十分でないもの ⑤ 上記以外で特に課題や問題点があるもの イ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。 (2) 評価調書の作成 各部署が作成した公共事業（大規模等）事前評価調書により、評価調書（別紙様式）を作成し、必要に応じて意見を付した上で評価結果を各部署へ通知する。</p>	<p>4 二次政策評価の方法 (1) 実施方法 上記3の評価の視点から全ての評価対象地区の点検・検証を実施するものとし、一次政策評価の状況を踏まえ、課題や問題点が認められた地区について、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。 ア 課題や問題点が認められた地区は次のものとする。 ① 事業の必要性が十分でないもの ② 緊急性・優先性が十分でないもの ③ 地域の事業環境が十分に整っていないもの ④ 事業の妥当性が十分でないもの ⑤ 上記以外で特に課題や問題点があるもの イ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。 (2) 評価調書の作成 各部署が作成した公共事業（大規模等）事前評価調書により、評価調書（別紙様式）を作成し、必要に応じて意見を付した上で評価結果を各部署へ通知する。</p>	
<p>5 外部意見の反映 二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するものとする。</p>	<p>5 外部意見の反映 二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するものとする。</p>	

平成30年度公共事業（大規模等）事前評価における二次政策評価の実施方針（案）【平成29年度との対比表】

平成30年度	平成29年度	備 考
<p>6 二次政策評価結果の反映 各部局は、二次政策評価の結果について、国費予算要望等を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。</p>	<p>6 二次政策評価結果の反映 各部局は、二次政策評価の結果について、国費予算要望等を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。</p>	
<p>7 二次政策評価結果の公表 二次政策評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果・意見の内容等）について、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、各部局においても縦覧及び配付用資料の配付を行うものとする。</p>	<p>7 二次政策評価結果の公表 二次政策評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果・意見の内容等）について、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、当該公共事業の所管部においても縦覧及び配付用資料の配付を行うものとする。</p>	<p>・一次政策評価の実施方針と文言を統一</p>
<p>8 道民参加の推進 (1) 二次政策評価の実施にあたっては、北海道のホームページのほか、各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の二次政策評価への適切な反映に努めるものとする。 (2) 道民の意見の二次政策評価への反映状況について、適時に公表する。</p>	<p>8 道民参加の推進 (1) 二次政策評価の実施にあたっては、北海道のホームページのほか、各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の二次政策評価への適切な反映に努めるものとする。 (2) 道民の意見の二次政策評価への反映状況について、適時に公表する。</p>	

平成30年度公共事業（大規模等）事前評価における二次政策評価の実施方針（案）

1 趣 旨

道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、平成30年度公共事業（大規模等）事前評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。

2 二次政策評価の対象

二次政策評価の対象は、各部局が事前評価を行った公共事業の国費予算要望等予定地区とする。

3 二次政策評価の視点

- (1) 事業の必要性（社会経済情勢、地域課題・ニーズ、北海道総合計画との関連）
- (2) 事業内容等の適切性（公的関与・実施主体、事業採択・構造基準等事業内容等の適切性）
- (3) 代替案の検討（事業手法や工法の比較検討の経緯・内容）
- (4) 緊急性・優先性（着手年度の設定期由、優先順位の設定）
- (5) 環境への影響・配慮（環境への対応）
- (6) 事業の妥当性（根拠法令、道政課題・関連施策との整合、関連手続き、地域の動向・意向、事業環境、事業コスト縮減の取組）
- (7) 事業効果（費用対効果等）
- (8) 事業特性による特記事項（事業に係るその他の必要な事項）

4 二次政策評価の方法

(1) 実施方法

上記3の評価の視点から全ての評価対象地区の点検・検証を実施するものとし、一次政策評価の状況を踏まえ、課題や問題点が認められた地区について、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。

ア 課題や問題点が認められた地区は次のものとする。

- (ア) 事業の必要性が十分でないもの
- (イ) 緊急性・優先性が十分でないもの
- (ウ) 地域の事業環境が十分に整っていないもの
- (エ) 事業の妥当性が十分でないもの
- (オ) 上記以外で特に課題や問題点があるもの

イ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。

(2) 評価調書の作成

各部局が作成した公共事業（大規模等）事前評価調書により、評価調書（別紙様式）を作成し、必要に応じて意見を付した上で評価結果を各部局へ通知する。

5 外部意見の反映

二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するものとする。

6 二次政策評価結果の反映

各部局は、二次政策評価の結果について、国費予算要望等を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。

7 二次政策評価結果の公表

二次政策評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果・意見の内容等）について、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、各部局においても縦覧及び配付用資料の配付を行うものとする。

8 道民参加の推進

- (1) 二次政策評価の実施にあたっては、北海道のホームページのほか、各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の二次政策評価への適切な反映に努めるものとする。
- (2) 道民の意見の二次政策評価への反映状況について、適時に公表する。